

議案第六十八号

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立健康増進センター条例の一部を改正する条例

港区立健康増進センター条例（平成八年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。
別表一の部中「四〇〇円」を「四八〇円」に、「八〇〇円」を「九六〇円」に改め、同表二の部中「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十六年二月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立健康増進センター条例別表の規定は、平成二十六年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。
(説明)

健康増進センターの使用料を改定するため、本案を提出いたします。